

無料
です!



受けましよう!! 後期高齢者健康診査

費用は**無料**!!

本来は約¥10,000かかる健康診査が、**実施期間内であれば無料で受診**できます。

受けられた方の

4人に1人が、何かしらの**異常値**がみられています!! (令和4年後期高齢者健康診査より) 健康診査では早い段階での病気の発見が可能です。

- 無料で健康診査を受け、病気を早期発見・治療し、介護がいない元気な暮らしを送りましょう。
- 『後期高齢者健康診査の利用方法』についての詳細は裏面に記載してあります。ご参照下さい。

健康診査受診時の注意事項 ～感染症の予防のため～

- ① 病院に行く場合は事前に電話をしましょう。
- ② 発熱や咳等の症状がある時は受診を控えましょう。



後期高齢者健康診査利用の流れ

後期高齢者健康診査は次のような流れで行われます。忘れずに受診ください。

1 「受診券」と「質問票」を受け取ります。

後期高齢者医療制度に加入されている方へ「受診券」と「質問票」をお送りしました。受診券に記載されているお名前や生年月日に間違いがないかをご確認ください。また、質問票はできるだけ記入しておきましょう。



2 健康診査の申し込みをします。

健康診査は、県内の健康診査実施機関で受診することとなります。「受診券」に記載してある有効期限を確認して、期限内に受診を希望する医療機関へ連絡し、日時を決めましょう。

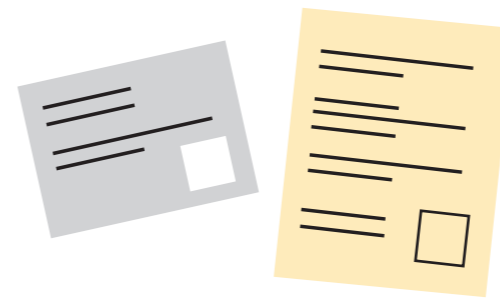


3 健康診査を受診します。

受診当日の持ち物

- ① 保険証（後期高齢者医療被保険者証）
- ② 受診券（後期高齢者健康診査受診券）
- ③ 質問票（後期高齢者健康診査質問票）

※「保険証」と「受診券」はどちらか一方だけでは受診できません。必ず両方とも窓口へ出してください。



4 結果の説明

受診した医療機関から後日受診結果が通知されます。

詳しい内容については、医療機関から直接説明を受けることもできます。

健康診査は、受けるだけでなく、結果をその後の生活改善等に活かしていくことが大切です。



令和5年度受診券の見本

お名前や生年月日に間違いがないかご確認ください。

〒000-0000
00000000

〇〇 〇〇 様



令和5年度受診券

受診の際はそのままお持ちください。

三重県後期高齢者医療広域連合
〒514-0003
津市桜橋2丁目96番地
Tel. 059-221-6884

000000

令和5年度 後期高齢者健康診査受診券

令和5年〇月〇日交付
受診券整理番号 0000000000
被保険者証番号 00000000
氏名 〇〇〇〇 〇〇〇〇
〇〇 〇〇〇
生年月日 昭和00年0月00日 性別〇
有効期限 令和5年11月30日

健診内容	実施形態	窓口の自己負担		保険者負担上限額
		負担額	負担率	
基本項目	個別	〇	—	—
集団	—	—	—	—
詳細項目又は追加項目	貧血	個別	〇	—
	集団	—	—	—
	心電図	個別	〇	—
	集団	—	—	—
クリアチニン	個別	〇	—	—
集団	—	—	—	—
眼底	※	—	—	—
集団	—	—	—	—
追加健診	個別	〇	—	—
集団	—	—	—	—

※ 一定の基準により実施します

保険者所在地 〇〇〇〇〇〇〇〇〇
電話番号 000-000-0000
保険者番号 00000000
保険者名称 三重県後期高齢者医療広域連合
支払代行機関番号 00000000
支払代行機関名 三重県国民健康保険団体連合会

後期高齢者健康診査受診上の注意事項

1. 住所に変更がある場合、すぐに新住所記入欄へご自宅の住所を自署してください。（後期高齢者健康診査受診結果等の送付に用います。）
2. 後期高齢者健康診査を受診する際には、受診券と後期高齢者医療被保険者証を窓口へ提出してください。どちらか一方だけでは受診できません。
3. 後期高齢者健康診査は受診券に記載してある有効期限内に受診してください。なお、受診される前に必ず医療機関へ診療時間等をお問い合わせください。
4. 後期高齢者健康診査受診結果は、受診者本人に対して通知するとともに、保険者において保存し、必要に応じ保健指導等に活用することをご了承の上受診願います。また、この券で受診する追加項目についても同様です。
5. 健診結果は、決済代行機関で点検されることがある他、国への実施結果報告として匿名化され、部分的に提出されることをご了承の上受診願います。
6. 被保険者の資格が無くなったときは、この券を使用するの受診はできません。すみやかに処分してください。過去にさかのぼって資格を喪失された方も同様です。
7. 不正にこの券を使用した場合、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けることがあります。
8. この券の記載事項に変更があった場合には、すぐに保険者に申し出て訂正を受けてください。
9. この受診券は、令和5年〇月〇日現在で作成しています。

新住所記入欄(住所変更のある場合記入)

〒

健康診査の基本的検査項目

- 問診（既往症等） ● 身体計測（身長、体重、BMI） ● 身体診察（視診・触診・聴打診） ● 血圧測定
- 血液検査（脂質・肝機能・腎機能・血糖値・尿酸代謝・貧血の有無や栄養状態の確認等） ● 尿検査
- 心電図検査

必要時実施する項目

- 眼底検査（一定の基準の下、医師が必要と認めた場合）

受診時の注意点

- ① 飲食物・激しい運動は控える
検査前10時間は、水以外のすべての飲食物をとらないことが望ましいといわれています。また、健康診査前日のアルコール摂取や激しい運動は控えてください。
- ② 「保険証」と「受診券」を両方とも窓口へ
受診時には「保険証」と「受診券」を両方とも窓口に出してください。どちらか一方だけでは受診できません。
- ③ 受診は有効期限内に
受診前に医療機関へ診療時間等を確認し、受診券に記載の有効期限内に受診してください。

個人情報保護されています

健康診査の結果等につきましては、個人情報保護の観点から適切に取り扱われますので、ご安心ください。

1. 対象者

令和5年8月31日までに三重県後期高齢者医療制度に加入しており、受診日時点においても当制度の被保険者の方。

※ただし、次の方は**対象外**とさせていただきます。

- ・ 障害者総合支援法に規定する障害者支援施設または厚生労働省令で定める施設入所者、老人福祉法に規定する養護老人ホームまたは特別養護老人ホームへの入所者、介護保険法に規定する特定施設へ入居または介護保険施設へ入所の方等。
- ・ 長期入院中や職場での健診等を受けている方。

2. 無料で受診できる期間

令和5年7月1日(土)から令和5年11月30日(木)まで。
受診を希望する医療機関に必ず連絡をしたうえで、受診してください。

3. 実施場所

同封の「健康診査実施医療機関一覧」にある医療機関から自由にお選びください。
なお、集団健診を実施する市・町にお住まいの方で、集団健診を希望される方は、**別紙集団健診の日程表をご確認の上、所定のお問い合わせ先へ必ずお尋ねください。**

4. 自己負担額

▶ **健診費用は無料です。**

※ただし、無料で受診できる回数は年1回のみです。**2回目からは全額自己負担**となりますのでご注意ください。**(医療機関での健診、集団健診の両方は受けられません。)**

健康診査の結果によっては、治療や精密検査が必要な場合もあります。その場合は料金が別途必要となります。

5. がん検診も受けましょう

健康診査と同時期にがん検診を実施している市町もありますので、がん検診の受診もお勧めします。
がん検診に関する詳しいことはお住まいの地域の市役所、又は町役場へお尋ねください。

※感染症の拡大防止等のため、実施期間中でも**中止になる場合があります。**